

足利大学オープンアクセスポリシー

(趣旨)

第1条 足利大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を公開することにより、広く社会に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

第2条 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開するものとする。なお、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1) 「足利大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録する。

(2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。

(3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。

(4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(適用の例外)

第3条 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不適及)

第4条 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

第5条 リポジトリへの登録により公開する場合、教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「足利大学図書館情報センター学術機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

第6条 このポリシーの改廃は教授会の議を経て学長が行う。

附 則

このポリシーは令和7年4月1日から施行する。